

平成 28 年度 第 2 回公共図書館部会幹事会議事次第

- 日時 平成 29 年 2 月 21 日 (火) 午後 2 時～4 時
- 場所 日本図書館協会 2 階研修室

<議題>

- 1 平成 29 度公共図書館部会事業計画（案）及び予算計画（案）について
- 2 平成 29 年度役員体制について
- 3 その他
 - ・図書館資料費増額及び図書館振興運動の今後の進め方について
 - ・公共図書館部会が行う調査活動について

<報告>

- 1 平成 28 年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）の結果について
- 2 「自治体総合計画における図書館政策の位置づけについて」アンケート結果について
- 3 平成 28 年度公共図書館部会事業報告及び決算見込み
- 4 その他

資料：

- ① 平成 29 年度公共図書館部会事業計画案
- ② 平成 29 年度公共図書館部会予算案
- ③ 平成 28 年度公共図書館部会役員名簿（略）
- ④ 平成 28 年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）チラシ（略）
- ⑤ 平成 28 年度公共図書館部会事業報告案
- ⑥ 平成 28 年度決算見込み
- ⑦ 地方創生の核となる公立図書館の整備充実について（要望）（2016 年 4 月 8 日）
- ⑧ 「自治体総合計画における図書館政策の位置づけについて」アンケート結果&図書館事業 20 例（略）
- ⑨ 公立図書館の指定管理者制度について－2016（2016 年 8 月 26 日）（略）
- ⑩ 公共図書館での文芸書の取り扱いについてのお願い（平成 28 年 11 月 22 日）
- ⑪ 【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務（図書館管理等 5 業務）について
(経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について 平成 28 年 11 月 25 日高市議員提出資料)
- ⑫ 中期財政再建計画(2012・2015)の自己点検・評価並びに今後の課題解決と展望について（報告）（略）
- ⑬ 文部科学省「図書館を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業」

- ⑭ 2016 年 12 月公共図書館部会通信 No.1~No.6 (略)
- ⑮ 全国公共図書館研究集会開催予定（平成 27~37 年度） (略)
- ⑯ 公益法人日本図書館協会公共図書館部会規程 (略)

平成 29 年度公共図書館部会事業計画案

1 平成 29 年度 公共図書館部会総会の開催

- ・日時 平成 29 年 6 月 16 日（金）11 時 15 分～12 時 45 分
- ・場所 日本図書館協会 2F 研修室
- ・議題
 - 1) 平成 28 年度事業報告及び平成 29 年度事業計画
 - 2) 平成 28 年度決算報告及び平成 29 年度予算
 - 3) 平成 29 年度役員の承認
 - 4) その他

2 平成 29 年度 第 1 回幹事会の開催

- ・日時 平成 29 年 6 月 16 日（金） 10 時～11 時
- ・場所 日本図書館協会 2F 研修室
- ・議題
 - 1) 平成 28 年度事業報告及び決算報告
 - 2) 平成 29 年度役員体制について

3 平成 29 年度 第 2 回幹事会の開催

- ・日時 平成 30 年 2 月中旬
- ・場所 日本図書館協会
- ・議題 平成 30 年度事業計画及び予算

4 全国公共図書館研究集会（総合・経営部門、サービス部門研究集会）の開催

- ・担当；宮城県図書館
- ・期日：平成 29 年 11 月 30 日（木）、12 月 1 日（金）
- ・会場：仙台市内
- ・テーマ：未定
- ・基調講演講師：植松貞夫氏（跡見学園女子大学文学部教授）
- ・参加費：3,000 円（予定）
- ・予算 30 万円

5 全国公共図書館研究集会（児童青少年サービス部門）

- ・担当；大阪市立図書館
- ・期日：平成 30 年 1 月
- ・会場：大阪市立中央図書館
- ・テーマ：未定

- ・参加費：3,000 円（予定）
- ・予算：30 万円

平成29年度 公共図書館部会 予算案

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

<収入の部>

| 科目 | 平成29年度予算 | 平成28年度予算 | 増減額 | 説明 |
|-------|-----------|----------|---------|----|
| 部会活動費 | 1,140,000 | 810,000 | 330,000 | |
| 雑収入 | | | 0 | |
| 収入計 | 1,140,000 | 810,000 | 330,000 | |

<支出の部>

| 科目 | 平成29年度予算 | 平成28年度予算 | 増減額 | 説明 |
|-------------|----------|----------|---------|---------------------------|
| 全国公共図書館研究集会 | 600,000 | 300,000 | 300,000 | ・サービス、総合・経営部門 ・児童青少年部門 |
| 幹事会交通費 | 490,000 | 490,000 | 0 | 第1回(6月16日) 第2回(2月) |
| 事務費 | 50,000 | 20,000 | 30,000 | |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 1140000 | 810000 | 330000 | |

平成 28 年度 公共図書館部会事業報告案

1 平成 28 年度公共図書館部会総会

日時：平成 28 年 6 月 17 日（金）

場所：図書館協会研修室

出席者：1,746 名（委任状 1,693 名含む）

（定足数は、1,605 名で総会は成立した）

議事

（1）平成平成 27 年度度事業報告、会計報告

（2）平成 28 年度事業計画、予算案

（1）（2）いずれも異議なく承認された。

（3）平成 28 年度 役員、会長・副会長、部会選出理事の人事について提案どおり異議なく承認された。（代島常造会長、鵜澤堅治副会長、加藤信二副会長、國松完二理事）

（4）主な意見

・研究集会収支決算の報告への添付

・指定管理者制度の調査のあり方について

・幹事会交通費のあり方について

・事務局体制のあり方について

2 幹事会の開催

（1）第 1 回幹事会 平成 28 年 6 月 17 日（金）場所：日本図書館協会

（2）第 2 回幹事会 平成 29 年 2 月 21 日（火）場所：日本図書館協会

・平成 28 年度事業計画及び予算について

・次年度役員について

・アンケート調査結果について

3 全国公共図書館研究集会の開催

（1）サービス部門 総合・経営部門 平成 29 年 1 月 19 日～20 日

・会場：北九州市立商工貿易会館

・テーマ：図書館がもっと輝くためにできること

・基調講演：花井裕一郎氏（hanajuku 代表）

・参加者数：約 180 名

4 公共図書館部会通信の発行

組織等会員等への情報提供を行うことを目的に発行。No.2～No.6

5 「自治体の総合計画等における図書館政策の位置付けについて」アンケートの実施

- ・実施日：平成 28 年 8 月 10 日
 - ・回収結果：回答数 1049/1361 回答率 77%
 - ・総合計画等に掲載数 689/1049 65%
 - ・まちづくり等事業実施自治体 497/1049 47%
- ⇒事業例を平成 29 年 1 月 10 日 公共図書館ホームページ上に掲載
- ・関係記事掲載新聞

日経新聞、産経新聞、神戸新聞、岡山新聞、秋田さきがけ、岩手日報、河北新報、
デーリー東北、大分合同新聞、神奈川新聞、福島民報、日本海新聞、東奥日報、
上毛新聞、四國新聞、山梨日日新聞、山陰中央新報、北日本新聞、埼玉新聞、
公明新聞

平成28年度 公共図書館部会決算見込み

平成28年4月1日～平成29年2月21日

1 収入の部

(単位:円)

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 説 明 |
|---------|---------|---------|-----|-----|
| 1 部会活動費 | 810,000 | 810,000 | 0 | |
| 2 雜 収 入 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 繰 越 金 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 810,000 | 810,000 | 0 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 説 明 |
|-----------|---------|---------|-----------|--|
| 1 全国研究集会費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 全国研究集会(サービス、総合・経営部門) <北九州市> |
| 2 幹事会交通費 | 490,000 | 250,040 | 239,960 | 第1回幹事会 158,640円 第2回幹事会 91,400円 |
| 2 事 務 費 | 20,000 | 191,978 | △ 171,978 | (内訳) 事務関係費161,468円 旅費交通費28,644円 振り込み手数料1,866円 |
| 計 | 810,000 | 742,018 | 67,982 | |

2016年4月8日

総務大臣 高市早苗 様

公益社団法人日本図書館協会
理事長 森 茜

地域活性化の核となる公立図書館の整備充実について(要望)

近年、地方自治体の設置する図書館（以下「公立図書館」という）は各地域において市民生活の核として情報発信源となり、地域市民のコミュニケーションの中核となり、地域活性化に欠くことのできない要となりつつあります。しかしながら、図書館整備の実態は極めて不十分です。図書館が地域市民生活の真の核となるために、公立図書館及び市民生活に関連の深い学校図書館に次のことを強く要望します。

図書館は、先進的な取り組みだけでなく、全国津々浦々の市や町や村がそれぞれの個性を持ちながら、あまねく整備されて、初めて国民の教育手段となります。そのためには、職員給与費を含め、現行の地方交付税方式は極めて有効な方策であり、地方交付税の充実を強く要望します。

1 公立図書館図書等購入費の増額措置について

(地方交付税における都道府県・市町村図書館需用費(図書等資料購入費)の拡充措置)

近年、市民の図書館利用は進み、資料や情報に関する要求は多岐にわたっているにもかかわらず、各図書館の1館当たりの資料費は、1993年が1727万円だったのをピークに毎年下がり続け、2012年では942万円とピーク時の6割程度になっており＊、公立図書館は市民の知的欲求を満たすことが不可能になってきている。そこで、公立図書館がその整備運営の基盤としている地方交付税「社会教育施設費図書館費」において需用費等(図書、視聴覚資料購入費等)を次のとおりピーク時の水準まで拡充することを強く要望する。

＊日本図書館協会『日本の図書館』各年版より

道府県立図書館 48,148千円（平成27年度交付基準）×1727／942=88,271千円

市町村立図書館 18,605千円（平成27年度交付基準）×1727／942=34,109千円

2. 市民意見を反映した図書館の計画・運営について

(地方交付税における市町村立図書館の図書館協議会経費の新設措置)

近年、公立図書館は資料・情報提供機能に加えて、地域のコミュニケーションセンターの役割を担うなど、地域活性化の核となる活動が広がっている。図書館が市民の希望に沿った計画で設置され、よりよく運営されるためには、設置自治体の住民の意見が十二分に反映されなければならない。図書館法ではそのために図書館に図書館協議会の設置を想定している。しかしながら現在の地方交付税では県立図書館には図書館協議会経費が措置されているが市町村図書館には措置されていない。そのため、全国各市町村の図書館がその地域の市民の希望を的確に反映して計画・運営できるよう、地方交付税の「社会教育施設費図書館費」に道府県立図書館の図書館協議会経費と同じく、市町村図書館の図書館協議会経費の新設措置を強く要望する。

3. 高等学校図書館の図書費の充実について

(地方交付税における学校図書館図書費に「高等学校の図書館」の新設措置)

次代を担う子どもたちが地域の課題や社会の問題に関心をもって学習することは、地域の活性化に不可欠である。そのような中で、児童・生徒の学習や読書を支える学校図書館の重要性は従来から指摘されており、小中学校の図書館に対しては学校図書館図書費が措置されているが、高等学校には国の予算的配慮が欠如している。高等学校への進学率はいまや97%を超えて、事実上義務教育化されており、高等学校の図書館においてもその役割を十分果たすことができるよう、「高等学校図書館図書標準」を設け、地方交付税において、「高等学校図書館図書費」を新設することを強く要望する。

4. 全市町村に図書館整備を

(図書館未設置市町村への図書館建設経費の国の予算措置)

図書館法が制定されて70年近くになり、公立図書館の設置はようやく先進国並みにすすんできた。都道府県立では100%、市立は99%の設置率であるが、町では62%、村では25%にとどまっている。公立図書館は、資料・情報の提供を通じて、人々の知的基盤を支えるとともに、生涯学習の拠点である。図書館法は、その成立の経緯から、すべての地方自治体、国民が居住するすべての地域に公立図書館が設置されることを想定し、もって、図書館が国民の教育と文化の発展に寄与することを役割として認識している。日本全国どこに住んでいても、図書館利用が図られるよう、すべての自治体に図書館の設置を促進するための特別の予算措置を要望する。

以上

平成 28 年 11 月 22 日

公共図書館での文芸書の取り扱いについてのお願い

一般社団法人 日本書籍出版協会
文芸書小委員会

2015 年秋、日本書籍出版協会は、全国図書館大会そして図書館総合展の場において、日頃お会いすることの少ない図書館の方々に、出版という事業の構造をそれぞれの刊行分野ごとに説明し、図書館に望むことを率直に述べる機会を得ました。関係者に篤く御礼申し上げます。

文芸書出版に関しては、話題の本で採算を取り、次の多様な出版につなげる流れとなっていることを説明。著作者、出版社、書店を支える循環が、昨今の図書館の IT 化や分館の増加でいかに影響を受けているのかが議論のテーマとなりました。

来場された図書館関係者からは「本が売れないこと、書店の衰退は、図書館や複本のせいではない」との声が上がる一方、「経済的に余裕のある人は本を買うべき。図書館の役割は経済的弱者へも知る権利を保証すること」「ベストセラーの複本には気をつかう。作家・作品を守ることも図書館の役目」という声もいただき、出版文化を支える同志として私たちも意を強くした次第です。この図書館、出版社間の意見交換は、日本書籍出版協会図書館委員会によって『2015 年「図書館と出版」を考える 新たな協働に向けて』と題した冊子にまとめられ、全国の公共図書館に送付されております。

このように著作者、出版社、書店を支える構造について理解が広がっている一方で、見受けられるのは、資料費不足等を理由にした、リクエスト上位の図書の過度の購入や寄贈を呼びかける図書館の存在です。全国の自治体で図書館予算が縮減されているなか、人気の文芸書新刊を求める利用者の声にもこたえなければならない図書館の皆さまが、苦労されていることは十分承知しています。しかし、一部の文芸書の過度の購入や寄贈本により貸出を増やそうという動きには、出版に携わる者の間にも懸念がひろがっています。書店・出版社ばかりでなく、著作者も同様、本の販売によって生計を成り立たせています。もはや執筆活動が成り立たないと嘆く声が著作者の間であがっているのも事実です。

10 年前に、文部科学省が図書館関係者や有識者の協力を得てまとめた「これから図書館像～地域を支える情報拠点を目指して～」では、貸出やリクエストサービスのみを重視せず、図書館法で掲げられている調査研究への支援やレンタルサービス、時事情報の提供等を行うことが提言されています。今、貸出やリクエストサービスの中心となっているエンターテインメント系の書籍は、多くは本が売れなければ収入がない専業の著作者が生み出し、書店や文芸出版社にとっても経営の柱になっているものばかりです。

昨年の「東京国際ブックフェア」のシンポジウムで、東日本大震災被災地のある図書館長は、「文庫本、複本は原則として購入しない。寄贈も求めない。」とし、「地元の書店に影響を与えたくないから、予約の順番を待てない方は書店で本を買ってもらいたいのです。図書館の本も地元の書店で買います」と発言され、出版界から共感を集めました。各公共図書館を運営する皆さまにおかれましては、出版界からの声と住民の要望とのバランスに配慮され、文芸書・文庫本の購入や寄贈に、格段のご配慮をいただき、出版文化の継続発展にご助力いただきますようお願い申し上げます。

以上

【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

11
検討

| 検討対象業務 | 業務改革の内容 | 今後の方針 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇図書館管理 ◇博物館管理 | <p>以下の地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等) ・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館) ・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等) ・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。 | <p>○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。 ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方にについて、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。 <p>地方団体において、以下の政府の取組を注視している等の意見があり、今後の業務改革の進捗状況等を踏まえて検討する必要があることから、平成29年度の導入を見送り、引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定である。 ○ 第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等) | <p>総合窓口・ アウトソーシング の活用</p> | |

地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン～親子の学び・育ち応援プラン～

(新規)
29年度予定額 88百万円

教育格差解消には、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、困難を抱える親子双方へアプローチしていくことが重要
⇒地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で困難を抱える親子が共に学び・育つことを応援し、教育格差を解消

多様な地域の教育資源の発掘。
効果的な活用

子供の貧困問題等の課題解決に向け、地域縦横掛かりの取組を促進
福祉部局等多様な関係者との連携

地域の教育資源の活用

困難を抱える親子が共に学び・育つことを応援する 地域発の教育格差解消の取組を推進

多様で特色ある
取組モデルを構築

地域の教育資源を活用した教育格差解消フラン～親子の学び・育ち応援プラン～

◆困難を抱える親子の状況等に応じて、多様で特色ある地域発の取組モデルを構築することができるよう、教育格差解消に資するノランを推進。

【図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業】(37百万円)

図書館資源を活用した読書格差の解消に向けた活動を推進するため、困難を抱える親子等を対象としたブックリストや指導法の開発等を通じた読書機会を充実。

【先駆的家族教育支援推進事業(訪問型家庭教育支援の実施)】(20百万円)

問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な支援手法としてニーズが高い訪問型家庭教育支援の実施を推進するため、保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルを開発。

【学びを通じたステップアップ支援促進事業】(20百万円)
学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の生涯学習施設を活用した学習相談(進学・就労に対する保護者の理解促進の観点から、保護者を含めた相談も可能。)及び学習支援を実施。

・プランの推進に当たっては、例えは以下のような教育格差解消に関する関係施策とも連携しつつ実施することを推奨。
○地域における家庭教育支援総合推進事業(家庭教育支援チーム、家庭教育支援員) ○地域未来塾など地域学校協働活動推進事業 ○学校における教育格差解消の取組 など

→ 困難を抱える親子が共に学び・育つための地域発の取組を支援することを通じて、一億総活躍社会を実現

図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業

(新規)
29年度予定額 37百万円

趣旨

子供の貧困問題等の困難地域等において読書格差の解消を図るため、多様な場において困難を抱える親子の読書活動機会を確保するとともに、図書館が地域課題解決に積極的に取り組むこととなるようその機能強化を図ることが必要である。このため、困難地域等において図書館資源を活用した読書格差の解消に向けた活動が推進されるよう、困難を抱える親子等を対象としたブックリストや指導法等の作成を通じて読書機会の充実を図る。

事業計画の枠組み

図書館

ブックリスト等編纂委員会

・ブックリストの検討

- ・ブックリストに関する指導法や活用プログラム等の検討



- ※上記検討の参考に資するよう、右記機関・施設・団体等と連携して効果の実証を実施。
- ・困難を抱える親子等を支援する教育・福祉機関、施設、関係団体等
 - ・学校図書館、SSW等の学校の教職員など

活用現場

○ブックリストの作成

- ・困難を抱える親子(幼稚園～小学校段階を想定)を対象とした「ブックリスト」の作成

○指導法・活用プログラムの開発

- ・対象の特性を踏まえ、教育現場や福祉現場で活用できる指導法や活用プログラムの作成

事業内容(例)

ブックリスト等の公表、普及啓発

情報提供

- ブックリスト等の提供により、多様な場において困難を抱える親子等の読書活動機会を確保
- ブックリスト等の作成等を通じて、地域課題(子供の貧困問題等)解決に積極的に取り組むこととなるよう図書館や図書等の職員の機能強化、事業の質の向上

- 図書館資源を活用し、地域総掛かりで子供の貧困・読書格差解消に資する活動を推進